

松江市集会所整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市集会所整備事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築整備事業 集会所を新築すること、又は既存の集会所を改築し、増築し、大規模の修繕をし、若しくは大規模の模様替をすること（新築の場合は、建物総面積が33㎡以上とし、改築、増築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「改築等」という。）の場合は、改築等に係る部分の床面積が10㎡以上のものとする。）。
- (2) 取得事業 既存の建物を新たに集会所として購入すること、又は購入した建物を集会所として使用するために同一年度内に修繕すること（建物総面積は、33㎡以上とする。）。
- (3) 修繕整備事業 既設の集会所（集会所として賃借している建物を除く。）を修繕し、又は給排水設備、電気設備等を整備すること。
- (4) 建物賃借事業 集会所として一戸建てや集合住宅の一室、貸店舗等を賃借すること。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象となる事業の内容、補助金の額、補助事業者の範囲、補助金交付の対象期間及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市集会所整備事業補助金
補助金交付の目的	町内会・自治会等（松江市町内会・自治会組織振興に関する規則（平成17年松江市規則第182号）第2条第1項に規定する単位自治会に限る。以下同じ。）が地域自治活動や地域住民の相互交流の場として活用する建物（以下「集会所」という。）の建築整備事業、取得事業、修繕整備事業及び建物賃借事業に対し、補助金を交付することにより、地域住民の教養向上、レクリエーション活動等の相互交流の場を確保するとともに地域自治活動の振興発展を図ることを目的とする。
補助金交付の対象となる事業の内容	補助金交付の対象は、町内会・自治会等が実施する建築整備事業、取得事業、修繕整備事業及び建物賃借事業（以下「集会所整備事業」という。）に要した経費とする。ただし、当該事業に係る用地取得関係費、造成工事費、特殊基礎工事費、新築工事に伴う既存建物の解体、撤去及び移転に要する費用、集会所以外の付属建物（物置、管理人住宅、門さく塀等をいう。なお、専ら集会所利用を目的に設置された階段等のバリアフリー化に係るものを除く。）の建築及び仮設施設に要する費用、備品購入費並びに事務費その他の附帯経費は、市長が特段の事情があると認めない限り補助金交付の対象としない。
補助金交付の率又は金額	補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じた額とする。ただし、この要綱に定める補助金以外の補助金（以下「他の補助金」という。）の交付を受ける場合は、補助金の額から当該他の補助金の額を差し引いた額とする。 <ol style="list-style-type: none">(1) 建築整備事業及び取得事業 事業に要した経費の3分の2以内の額（千円未満は切り捨てる。）とし、700万円を上限とする。(2) 修繕整備事業 事業に要した経費の3分の2以内の額（千円未満は切り捨

	<p>てる。)とし、300万円を上限とする。</p> <p>(3) 建物賃借事業 月額賃料（集会所として賃借する建物に付随する土地の賃料を含む）の2分の1以内の額に補助対象月数を乗じた額（千円未満は切り捨てる。）とし、月額15,000円を上限とする。ただし、敷金、礼金等の保証金、手数料、維持管理費、契約更新に係る費用等を除く。</p>
補助事業者の範囲	コミュニティ活動を行う町内会・自治会等
補助金交付の対象期間	<p>1 この要綱の規定により、以下の事業に係る補助金の交付を受けた集会所については、補助金の交付を受けた年度を含む以下の期間補助金交付の対象としない（ただし天災、その他これに類する事由により市長が特に必要と認める場合を除く。）。</p> <p>(1) 建築整備事業 15年</p> <p>(2) 取得事業 10年</p> <p>(3) 修繕整備事業 5年</p> <p>2 この要綱の規定により、建物賃借事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者に対する補助金交付の対象期間は、初回の補助金の交付決定のあった月から起算して10年（当該期間内に建物の賃借料を生じない期間があるときは、10年に当該期間を加えた期間）を限度とする。この場合において、月の途中で補助を受ける資格を失った場合における補助金交付の対象期間は、補助を受ける資格を失った日の属する月の前月までとする。</p>
終期	令和9年3月31日

（補助金の交付の時期）

第4条 市長が規則第14条第1項ただし書に該当すると認めた場合で、補助事業者が集会所整備事業に要した経費の支払いが可能であることが確認できる書類を提出したとき、同項本文の規定にかかわらず、補助金を補助事業の完了前（集会所整備事業の完了後であって、これらに要した経費の支払いを終える前をいう。以下同じ。）に交付することができる。

2 前項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第14条第2項第2号に掲げる請求額内訳書に代わるものとして、集会所整備事業の実施に係る契約書又は請求書を添付するものとする。

（実績報告）

第5条 前条第1項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第12条の補助事業等実績報告書に、同条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、集会所整備事業に要した経費の支払いを終えたことがわかる書類を添付するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第6条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書（別記様式）に確定申告書（写）等必要書類を添付し、当該仕入控除税額を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。